

サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針 概要

- ▶ 「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を確保し、国際社会の平和・安定及び安全保障に寄与することの重要性は一層高まっており、国連の報告書や海外の外交政策等においても、サイバー分野における開発途上国に対する能力構築支援の強化がうたわれ、その活動が活発化しているところである。
- ▶ 我が国として、**開発途上国の多様なニーズに応じた効果的な支援を図るため、関係省庁間及び官民による連携を緊密化するとともに、本取組への我が国のコミットを明確にすることが必要である。**

支援の重要性

- ① 我が国を含む世界全体へのセキュリティリスクの低減
- ② 対象国の重要インフラ等に依存する邦人や日本企業の活動の安定の確保
- ③ 情報の自由な流通や法の支配を基本原則とする我が国の立場への理解の浸透
- ④ 我が国の産業等の現地展開を進める基盤の形成
- ⑤ 自由で開かれたインド太平洋等の政府方針の強化への寄与

具体的取組

① 重要インフラ防護等を通じたサイバーハイジーンの確保支援

- 支援ニーズが高まりつつある重要インフラ向けの支援を官民連携により強化
- ASEAN地域における成果と経験を基に、インド太平洋地域を中心に支援対象を拡大し、多様なニーズに応じた国別支援を強化

② サイバー犯罪対策支援

- サイバー関連法制度等に関する研修、条約締約国による関連会合等の枠組みの活用

③ サイバー空間の利用に関する国際的ルール作り及び信頼醸成措置に関する理解・認識の共有

- サイバー空間における国際法の適用や国家の行動規範について、各国の能力構築を支援
- 民間企業、学术界、技術コミュニティ等を含むマルチステークホルダーによる取組の推進

④ 人材育成等横断的な領域

- 重要インフラ等分野のニーズ拡大にあたり、関係省庁間におけるより一層の緊密な連携
- 海外における我が国事業者の活動を中長期的に支える人材の育成